

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	火薬類取締法	法令の番号	昭和25年法律第149号					
不利益処分の種類	火薬類の消費の許可の取消	根拠条項	第25条第3項					
処分基準	当該許可に係る火薬類の爆発又は燃焼が公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが生じたとき。							
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課		目次NO	8～